

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
文部科学省高等教育局高等教育企画課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

環境省より、10月24日（土）に北海道紋別市において採取された野鳥の糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出（陽性）された旨の発表（別紙1）がありましたので、お知らせします。

鳥インフルエンザへの対策については、既に数次の事務連絡（最近では平成30年1月12日付け）において、同様の対応をお願いしていますが、各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いします。

また、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

記

1. 一般的な感染予防対策の徹底

児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底させること。

2. 児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」(別紙2)を参考にし、

- (1) 死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、近くの都道府県又は市町村役場に連絡すること。
- (2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。
- (3) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。

鳥や動物を飼育している場合については、

- (4) それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することではなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

(本件照会先)

＜学校における保健管理について＞

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健指導係

TEL 03-5253-4111 (内線 2918)

FAX 03-6734-3794

＜学校における飼育動物について＞

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

FAX 03-6734-3734

＜専門高校における飼育動物について＞

文部科学省初等中等教育局

参事官(高等学校担当) 付産業教育振興室

TEL 03-5253-4111 (内線 2904)

FAX 03-6734-3727

北海道の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査 陽性について

<北海道同時発表>

令和2年10月30日(金)

北海道大学が独自で実施している野鳥糞便調査において、10月24日(土)に北海道紋別市で採取した野鳥糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出(陽性)された旨の報告がありました。この報告を受け、採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

なお、国内での高病原性鳥インフルエンザの確認は今シーズン初めてとなります。

1. 経緯

10月24日(土) ・北海道紋別市で野鳥の糞便を採取

10月30日(金) ・北海道大学が検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出
・採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

2. 今後の対応

(1) 北海道において、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定やさらなる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的として緊急調査を実施し、鳥類調査、死亡野鳥調査等を実施予定です。概要等については北海道のホームページで御確認ください。

(2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載)に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。

※野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、本日別報において「対応レベル2」に引き上げ済みであり、引き続き監視を強化します。

<http://www.env.go.jp/press/108622.html>

3. 留意事項

(1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

(2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いします。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
直通	03-5521-8285		
代表	03-3581-3351		
室長	川越 久史	(内線 6470)	
企画官	立田 理一郎	(内線 6465)	
係長	小西 美代	(内線 6477)	
担当	近藤 千尋	(内線 6676)	

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。
特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします